

# 神戸市新規採用養護教員研修実施協議会設置要綱

神戸市教育委員会

## (設置)

第1条 神戸市新規採用養護教員研修実施要綱に基づき、新規採用養護教員研修の円滑な運営と推進を図ることを目的として、その研修実施計画、実施の評価、その他実施上の諸課題について協議するため、新規採用養護教員研修実施協議会（以下「実施協議会」という）を設置する。

## (組織)

第2条 実施協議会は、会長及び副会長、委員をもって組織する。

2 会長は、教育次長職にある者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、実施協議会を代表する。

4 副会長は、委員の中より互選により置く。

5 委員は、神戸市教育委員会事務局、ならびに各校種校園長会長及び対象養護教員が所属する校園の校園長代表により構成する。

## (会議)

第3条 実施協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認める場合には、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 実施協議会は、次の事項について協議する。

(1) 研修実施計画

(2) 年間研修計画

(3) 実施の評価

(4) その他の実施上の諸課題

## (庶務)

第4条 実施協議会の庶務は、神戸市教育委員会事務局において処理する。

2 実施協議会の庶務を処理するため、神戸市総合教育センターに事務局を置く。

## (雑則)

第5条 この項目に定めるもののほか、実施協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は平成11年1月25日から施行する。

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年4月1日から施行する。